

リスクアセスメントの主な実施手順

①危険性又は有害性の特定

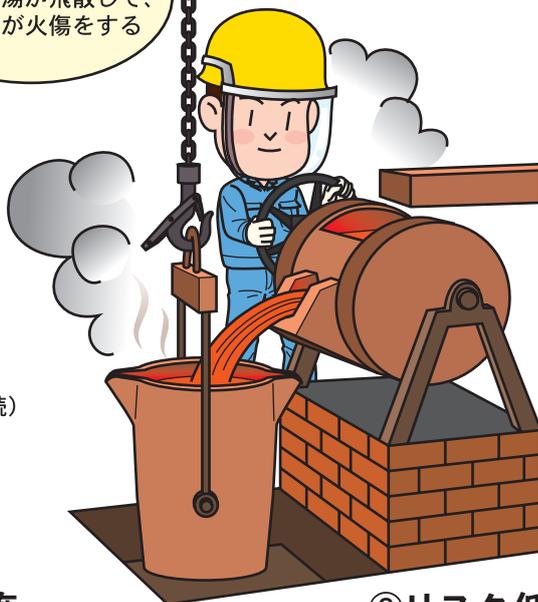


急激に出湯したので、
取鍋から湯が飛散して、
作業者が火傷をする

②リスクの見積り



重度の災害
発生の可能性
あり！



(見直し・次年度へ継続)

④リスク低減措置の実施



遠隔操作にできるかな
保護具はみんな
つけてるよね

③リスク低減措置の検討



リスクが高いから
改善しなければ
いけないな

(注) 危険性又は有害性：平成 17 年 10 月の労働安全衛生法の改正により、安全管理者を選任しなくてはならない業種の事業者は、設備・機械を新設するときなどに労働災害発生のおそれのある危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、これらを除去・低減する措置を講ずるよう努めなければならないとされ、いわゆるリスクアセスメントの実施が努力義務化されました。その際に、従来、危険有害要因、危険源、ハザードと呼ばれていたものを危険性又は有害性と統一して表現することになりました。